

○独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構役務競争参加者資格確認取扱  
規程

	平 15.10.1	機構規程	141
改正	平 16.9.30	機構規程	43
	平 17.3.28	機構規程	81
	平 18.10.4	機構規程	42の3
	平 23.5.17	機構規程	10
	平 23.8.1	機構規程	21
	平 27.3.30	機構規程	60
	平 27.7.29	機構規程	13
	平 28.3.30	機構規程	79
	平 28.10.26	機構規程	33
	平 29.3.30	機構規程	87
	平 30.3.22	機構規程	39
	平 30.8.28	機構規程	17
	令 2.3.24	機構規程	39
	令 2.7.20	機構規程	12
	令 2.10.27	機構規程	18
	令 3.2.16	機構規程	42
	令 3.3.29	機構規程	76
	令 4.3.31	機構規程	112

(目的)

第1条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構における役務(調査、設計、測量等の業務をいう。以下同じ。)の請負契約を締結する場合の一般競争及び指名競争に参加する者に必要な資格並びに当該資格の審査に関する事務の取扱いについては、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程(平成15年10月機構規程第78号。以下「契約事務規程」という。)及び別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(一般競争参加資格)

第2条 理事長は、契約事務規程第6条第1項の規定により一般競争に参加する者に必要な資格(以下「一般競争参加資格」という。)を定めるときは、次の各号によるものとする。

(1) 次のアからオまでのいずれかに該当する者でないこと。

ア 契約事務規程第4条に該当する者

イ 契約事務規程第5条第1項に該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しない者

ウ 契約事務規程第5条第3項に該当すると認められる者

エ 第5条に規定する資格審査申請書若しくは添付書類又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

オ 営業に関し法律上必要とする資格を有しない者

(2) 次のアからエまでに掲げる項目について、別に定めるところにより算定する総合点数を付与すること。ただし、第3条第9号及び第10号に定める業種区分については、ウを除き総合点数を付与すること。

ア 定期又は随時の一般競争参加資格審査(契約事務規程第6条第2項の規定による一般競争参加資格の審査をいう。以下同じ。)の申請をする日の直前の事業年度の終了日(以下「審査基準日」という。)を含む直前2年の各事業年度の希望業種区分(当該申請に係る一般競争に参加を希望する業種区分をいう。以下同じ。)ごとの年間平均実績高

イ 審査基準日の直前の事業年度の決算における自己資本額

ウ 審査基準日における業種区分ごとの有資格者数

エ 審査基準日までの営業年数

(業種区分)

第3条 一般競争参加資格審査の業種区分は次の各号に掲げるものとし、その業務内容は別表のとおりとする。

- (1) 土木設計調査
- (2) 建築設計調査
- (3) 電気設計調査
- (4) 機械設計調査
- (5) 用地測量調査
- (6) 測量
- (7) 地質調査
- (8) 環境調査
- (9) 財産整理
- (10) 電波障害調査

(一般競争参加資格審査の実施)

第4条 理事長は、契約事務規程第6条第2項の規定により2年に1回定期の一般競争参加資格審査を行うほか、随時に行うものとする。

(一般競争参加資格審査の資格審査申請書等)

第5条 理事長は、一般競争参加資格審査の申請をする者(以下「申請者」という。)に対し、一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等)(様式1—1、1—2、1—3。以下「資格審査申請書」という。)を提出させるものとする。

2 資格審査申請書には、次の各号に掲げる書類を添付させるものとする。

- (1) 営業所一覧表(様式2)

- (2) 業態調書(様式 3)
  - (3) 申請者が法人である場合においては、登記事項証明書(不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 16 年法律第 124 号)第 53 条第 5 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第 52 条の規定による改正前の商業登記法(昭和 38 年法律第 125 号)に規定する商業登記簿謄本を含む。)又はその写し
  - (4) 営業に関し、法律上必要とする登録の証明書又はその写し
  - (5) 申請者が法人である場合においては、審査基準日の直前 1 年の各事業年度の貸借対照表、損益計算書並びに株主資本等変動計算書及び個別注記表、個人である場合においては、審査基準日の直前 1 年の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書
  - (6) 納税証明書(申請者が個人である場合においては、国税通則法施行規則(昭和 37 年大蔵省令第 28 号。以下「国税規則」という。)別紙第 9 号書式(その 3)又は(その 3 の 2)、法人である場合においては、国税規則別紙第 9 号書式(その 3)又は(その 3 の 3))の写し  
ただし、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合(係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要)は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類
  - (7) 代理申請に係る委任状(様式 4)
- 3 申請者が定期の一般競争参加資格審査においてインターネットを使用して申請する場合(以下「インターネット方式」という。)は、第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、申請案内ホームページから資格審査申請用データを作成し、送信させ、前項第 3 号から第 6 号までに掲げる書類の提出をもって申請を受け付けるものとする。
- なお、申請者が電子納税証明書の交付を受けている場合には、前項第 6 号に掲げる書類の提出に代えて、電子納税証明書の送信をもって申請を受け付けることができるものとする。
- 4 第 2 項の場合において、申請者が次の各号に掲げる者であるときは、当該各号に定める書類をもって第 2 項第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 5 号に掲げる書類に代えることができるものとする。
- (1) 建設コンサルタント登録業者(建設コンサルタント登録規程(昭和 52 年 4 月 15 日建設省告示第 717 号)第 2 条に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。)  
建設コンサルタント登録規程第 7 条に規定する現況報告書の写し
  - (2) 測量業者(測量法(昭和 24 年法律第 188 号)第 55 条の 5 の規定により測量業者として登録を受けた者をいう。)  
測量法第 55 条の 8 に規定する書類の写し

- (3) 地質調査業登録業者(地質調査業者登録規程(昭和52年4月15日建設省告示第718号)第2条に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。)

地質調査業者登録規程第7条に規定する現況報告書の写し

- (4) 補償コンサルタント登録業者(補償コンサルタント登録規程(昭和59年9月21日建設省告示第1341号)第2条に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。)

補償コンサルタント登録規程第7条に規定する現況報告書の写し

(資格審査申請書等の提出期間)

第6条 資格審査申請書又は資格審査申請用データ(以下これらを「資格審査申請書等」という。)の提出期間は、次の各号に掲げるところによるものとする。

- (1) 定期の一般競争参加資格審査にあつては、当該審査の認定をする年の前年の12月から当該審査の認定をする年の1月までの間で理事長が定める期間
- (2) 随時の一般競争参加資格審査にあつては、随時

(資格審査申請書等の提出方法)

第7条 資格審査申請書等の提出方法は、文書郵送方式(定期の一般競争参加資格審査においてはインターネット方式に対応していない申請に限る。)又はインターネット方式のいずれかによるものとする。

(一般競争参加資格審査)

第8条 理事長は、契約事務規程第6条第2項の規定により申請者の一般競争参加資格審査を行うときは、次の各号によるものとする。

- (1) 第2条第1号アからオまでのいずれかに該当する者については、一般競争参加資格がないと認定する。
- (2) 前号に掲げる者以外の者については、希望業種区分ごとに、第2条第2号の総合点数の高点順(同点の場合は、年間平均実績高の順)に配列し、当該業種区分における順位を付して一般競争参加資格があると認定する。

2 理事長は、前項の一般競争参加資格審査を行うときは、競争参加資格審査委員会規程(平成15年10月機構規程第86号)第6条に規定する工事等審査会(以下「審査会」という。)の予備審査を経るものとする。

(一般競争参加資格の認定の通知等)

第9条 理事長は、前条第1項第2号の規定により一般競争参加資格の認定をしたときは、一般競争参加資格があると認定された者(以下「資格確認者」という。)が掲載された有資格業者名簿(様式5)をホームページにおいて公表することで通知に代えるものとする。

2 一般競争参加資格の認定日は、当該資格確認者が掲載された有資格業者名簿をホームペ

ージに公表した日とする。

- 3 理事長は、前条第1項第1号の規定により一般競争参加資格の認定をしないときは、当該認定をしない者に対し、その旨を書面により通知するものとする。

(一般競争参加資格の有効期間)

第10条 第8条第1項第2号の規定により認定された一般競争参加資格の有効期間は、当該一般競争参加資格の認定日から次回の定期の一般競争参加資格審査に基づく一般競争参加資格の有効期間の開始日の前日までとする。

## 第11条 削除

(変更等の届出)

第12条 理事長は、申請者又は資格確認者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に掲げる者に、速やかに、その旨を届け出させるものとする。

- (1) 死亡したときは、その相続人
  - (2) 法人が合併により消滅したときは、その役員であった者
  - (3) 法人が破産により解散したときは、破産管財人
  - (4) 法人が合併又は破産以外の事由により解散したときは、その清算人
  - (5) 廃業したときは、本人又は役員
- 2 理事長は、申請者又は資格確認者が第2条第1号ア若しくはオに該当することとなったときは、速やかに、その旨を届け出させるものとする。
  - 3 理事長は、資格確認者となった後において、次の各号に掲げる事項について変更があった場合は、速やかに、一般競争(指名競争)参加資格審査申請書変更届(様式6)によりその旨を届け出させるものとする。
    - (1) 住所又は電話番号
    - (2) 商号又は名称
    - (3) 法人である場合においては代表者の役職及び氏名、個人である場合においてはその者の氏名
    - (4) 支店(営業所又は事業所)の名称、所在地及び電話番号
    - (5) 資格審査申請書に記載した登録を受けている事業
    - (6) 親会社等、子会社等及び役員の兼任

(一般競争参加資格の認定の取消し)

第13条 理事長は、資格確認者が第2条第1号アからオまでのいずれかに該当することとなったとき又は不正の手段により一般競争参加資格の認定を受けたと認められるときは、遅滞なく審査会の予備審査を経て一般競争参加資格の認定を取り消すものとする。

- 2 理事長は、資格確認者から前条第1項の届出があったとき又は一般競争参加資格の辞退の申出があったときは、審査会の予備審査を経ずに、直ちに、一般競争参加資格の認定を取り消すものとする。
- 3 理事長は、第1項の規定により一般競争参加資格の認定を取り消したときは、当該資格確認者を抹消した有資格業者名簿をホームページに公表するとともに一般競争(指名競争)参加資格認定取消通知書(様式7)により当該資格確認者にその旨を通知するものとし、第2項の規定により一般競争参加資格の認定を取り消したときは、当該資格確認者を抹消した有資格業者名簿をホームページに公表することで通知に代えるものとする。

#### 第14条 削除

(資格確認者名簿)

第15条 理事長は、契約事務規程第6条第3項の規定により名簿を作成するときは、役務競争参加資格確認者名簿(様式8-1、8-2、8-3)により行うものとする。

(指名競争参加資格)

第16条 理事長は、契約事務規程第34条第1項の規定により指名競争に参加する者に必要な資格を定めるときは、一般競争参加資格と同一に定めるものとする。

(様式)

第17条 第5条、第9条、第12条、第13条及び第15条に規定する様式は、建設企画部長が別に定めるものとする。

#### 附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成15年10月1日から施行する。

(新型コロナウイルス感染症に係る競争参加資格審査の特例)

第2条 申請者が、新型コロナウイルス感染症の影響等により国税の猶予制度(国税通則法(昭和37年法律第66号)に基づく納税の猶予、国税徴収法(昭和34年法律第147号)に基づく換価の猶予又は新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号)に基づく特例猶予をいう。以下この条において同じ。)の適用を受けたため、第5条第2項第6号に掲げる書類を提出できない場合は、当該書類に代えて、国税の猶予制度の適用を受けていることを示す書類を資格審査申請書に添付させるものとする。

(適用除外)

第3条 この規程は、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成10年法

律第 136 号)第 13 条第 1 項から第 3 項まで並びに附則第 4 条第 1 項、第 5 条第 1 項、第 6 条第 1 項及び第 7 条第 1 項に規定する業務については、適用しない。

附 則(平成 16 年 9 月 30 日機構規程第 43 号)

(施行期日)

第 1 条 この規程は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 この規程の施行の際、現に交付してある確認書及び随時の競争参加資格審査については、新たに定期の確認書を交付する日まで、なお、従前の例によるものとする。

附 則(平成 17 年 3 月 28 日機構規程第 81 号)抄

(施行期日)

第 1 条 この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構役務競争参加者資格確認取扱規程の一部改正についての経過措置)

第 4 条 この規程の施行の日前に第 56 条による改正前の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構役務競争参加者資格確認取扱規程(以下この条において「改正前の規程」という。)第 9 条の規定により次の表の第一欄に掲げる者が交付した競争参加資格確認書(以下この条において「確認書」という。)は、平成 17・18 年度の定期の確認書を交付する日の前日までの間、同表の第二欄に掲げる者が交付した確認書とみなす。

第一欄	第二欄
盛岡支社長	東京支社長及び東北新幹線建設局長
関東支社長	東京支社長
札幌工事事務所長	東京支社長及び北海道新幹線建設局長
北陸新幹線第二建設局長	大阪支社長及び北陸新幹線第二建設局長
名古屋建設局長	大阪支社長

2 平成 17・18 年度の定期の競争参加資格審査において、この規程の施行の日前に改正前の規程第 5 条の規定により次の表の第一欄に掲げる者が競争参加資格審査の申請をする者(以下「申請者」という。)から受けた申請は、同表の第二欄に掲げる者が申請者から受けた申請とみなす。

第一欄	第二欄
盛岡支社長	東京支社長及び東北新幹線建設局長
関東支社長	東京支社長
札幌工事事務所長	東京支社長及び北海道新幹線建設局長
北陸新幹線第二建設局長	大阪支社長及び北陸新幹線第二建設局長
名古屋建設局長	大阪支社長

附 則(平成 18 年 10 月 4 日機構規程第 42 号の 3)

(施行期日)

第 1 条 この規程は、平成 18 年 10 月 5 日から施行する。

附 則(平成 23 年 5 月 17 日機構規程第 10 号)

この規程は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 8 月 1 日機構規程第 21 号)

この規程は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 30 日機構規程第 60 号)抄

(施行期日)

第 1 条 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(その他の経過措置)

第 3 条 この規程の施行に伴う必要な経過措置については、別に定めるものとする。

附 則(平成 27 年 7 月 29 日機構規程第 13 号)

この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 30 日機構規程第 79 号)

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 10 月 26 日機構規程第 33 号)

(施行期日)

第 1 条 この規程は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 この規程の施行の際、現に交付してある確認書及び随時の競争参加資格審査については、新たに定期の確認書を交付する日まで、なお、従前の例によるものとする。

附 則(平成 29 年 3 月 30 日機構規程第 87 号)

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 22 日機構規程第 39 号)

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。



附 則(平成 30 年 8 月 28 日機構規程第 17 号)

(施行期日)

第 1 条 この規程は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 この規程の施行の際、現に交付してある確認書及び随時の競争参加資格審査については、新たに定期の資格確認をする日まで、なお、従前の例によるものとする。

附 則(令和 2 年 3 月 24 日機構規程第 39 号)

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 7 月 20 日機構規程第 12 号)

この規程は、令和 2 年 7 月 20 日から施行する。

附 則(令和 2 年 10 月 27 日機構規程第 18 号)

この規程は、令和 2 年 11 月 2 日から施行し、令和 3・4 年度を有効期間とする一般競争参加資格から適用する。

附 則(令和 3 年 2 月 16 日機構規程第 42 号)

この規程は、令和 3 年 3 月 1 日から施行し、令和 3・4 年度を有効期間とする一般競争参加資格から適用する。

附 則(令和 3 年 3 月 29 日機構規程第 76 号)

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 3 月 31 日機構規程第 112 号)

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表

役務競争参加資格業種区分及び業務内容

業種区分	業務内容
土木設計調査	土木（軌道を含む。）に関する設計、調査、試験、測定、管理等
建築設計調査	建築に関する設計、調査、試験、測定、管理等
電気設計調査	電気に関する設計、調査、試験、測定、管理等
機械設計調査	機械に関する設計、調査、試験、測定、管理等
用地測量調査	用地に関する調査、測量、登記、財産整理等

測量	土木測量（踏査測量、線路測量、配線測量、一般土木測量）、建築測量、航空写真撮影、航空測量、航空写真図化等
地質調査	地質の調査（地質踏査、物理探査、試錐他）、地質図化、水文調査等
環境調査	騒音、振動、水質、大気等の公害関係調査、測定、試験、気象観測等
財産整理	土木、建築、電気、機械に関する保守台帳の作成、しゅん功図の作成、しゅん功図調整等
電波障害調査	テレビ受信障害調査等